

広島県選挙管理委員会告示第五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十三年十二月十五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三五、〇九七
広島市東区	三二、四三七
広島市南区	三七、二二一
広島市西区	四九、六〇一
広島市安佐南区	五九、七五八
広島市安佐北区	四一、三七〇
広島市安芸区	二一、〇七四
広島市佐伯区	三六、四五〇
呉市	六七、三六九
竹原市豊田郡	一〇、五四〇
三原市世羅郡	三二、六六七
尾道市	四〇、九一五
福山市	一二五、七四九
府中市神石郡	一五、二二六
三次市	一五、七二七
庄原市	一一、三三三
大竹市	八、〇二四
東広島市	四七、四五六
廿日市市	三二、〇三七
安芸高田市	八、八四四
江田島市	七、八五二
安芸郡	三一、五二〇
山県郡	七、六四二